

設 計		校 合		リ ー ダ ー		副 課 長		課 長	
--------	--	--------	--	------------------	--	-------------	--	--------	--

令和8年10月1日～令和9年9月30日

委 託

設 計 書  
仕 様 書

1 委 託 名 小学校給水施設保守管理及び清掃業務委託

2 施 行 場 所 川越市郭町1丁目1番地1 ほか30箇所

3 積 算 金 額 (月 額) \_\_\_\_\_ 円 (税抜)

4 委 託 費 (月 額) \_\_\_\_\_ 円 (税込)

5 委 託 内 容

給水設備の保守管理及び清掃を行う。

6 施 行 理 由

給水設備を良好で清潔な状態に維持・管理するため。

川 越 市

## 委 託 費 内 訳 書

名 称	員 数	単 位	金 額	摘 要
<給水施設保守管理および清掃>				
1. 受水槽保守管理	1	式		A-1
2. 高架水槽保守管理	1	式		A-2
3. 給水施設清掃	1	式		A-3
4. 諸経費	1	式		
積算原価				
消費税相当額				
				10%
設計額(税込)				
月額 合計(税抜)				
月額 合計額(税込)				







## 小学校給水施設保守管理及び清掃業務委託仕様書

### 1. 目 的

本業務委託は、受水槽及び高架水槽等の給水設備を、本仕様書および関係法令・規則・条例等に従って保守管理及び清掃を行い、その結果を報告すると共に給水施設を常に良好な状態に維持・管理することを目的とする。

### 2. 委託対象施設

名 称	別紙のとおり
場 所	別紙のとおり
施設の概要	別紙のとおり

### 3. 委 託 期 間

令和8年10月1日 から 令和9年9月30日 まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期契約)

### 4. 支払方法 4回払い

令和9年1月 (令和8年10月～12月分)、令和9年4月 (令和9年1月～3月分)  
令和9年7月 (令和9年4月～6月分)、令和9年10月 (令和9年7月～9月分)

### 5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

### 6. 法律・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令を遵守すること。

- (1) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 水道法
- (3) 水道法施行令
- (4) その他関係諸法令

### 7. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告すること。

### 8. 書類提出

受注者は、業務着手前に次の書類を提出すること。

- ・業務実施計画書

- ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し
- ・平日夜間（午後 10 時から翌午前 5 時）や土日祝日、年末年始に給水設備に不具合があった際の緊急連絡先
- ・その他（市が必要と認めたもの）

## 9. 作業内容

受注者は以下のとおり給水設備の保守管理及び清掃を行うこと。

### (1) 点検（月 1 回）

受注者は、点検技術員を派遣し、別紙の給水施設保守管理基準等、給水設備の機能が正常であるための点検を行い、必要がある時は、以下のとおり対応すること。

- (ア) 点検の結果、機器の故障及び破損等による取替、その他異常を発見したときは速やかに発注者に連絡し、双方協議のうえ最善の処置をとること。
- (イ) 発注者から機器の異常又は故障の連絡があった場合は、速やかに作業員を派遣するとともに、発注者と協議のうえ、保守又は修理を行うこと。

### (2) 清掃（年 1 回）

受注者は、給水施設清掃手順に従い、受水槽及び高架水槽の清掃を行うこと。

## 10. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

## 11. 報告書の提出

(1) 受注者は次の書類を月ごとに作成し、提出すること。

- ・委託業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・指摘事項一覧表（書式自由）

※指摘事項一覧表には指摘事項及びその改善方法等について記載すること。

(2) 受注者は清掃完了後に速やかに次の書類を提出すること。

- ・清掃作業報告書
- ・作業の状況がわかる写真

※写真は、槽内外の清掃前後の状況が確認できるものとする。

- ・水質検査結果報告書（水質検査機関の報告書）

## 12. 負担区分

(1) 点検・清掃に要する機器、材料、消耗品、諸官庁への届出等は受注者の負担とする。

(2) 設備の故障時に部品・材料等を要する場合は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の負

担とする。

- (3) 平日夜間（午後 10 時から翌午前 5 時）や土日祝日、年末年始における緊急対応にかかる負担は、発注者と協議の上、本委託費用とは別に発注者の負担とする。

### 13. 諸官庁への届出

受注者は、委託期間中に生じた関係官庁に対する必要な一切の諸手続きを、本市の承認を得て代行すること。

### 14. その他の事項

- (1) 受注者は業務を遂行するにあたり、建物・設備・機器等に損害を与えないように十分注意し、万一損傷の場合は委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うものとする。
- (2) 清掃作業に伴い断水が生じる場合には、事前に各学校及び学童指導員と作業日時を調整のうえ、業務を実施すること。また、作業日時及び断水時間が確定次第、速やかに発注者に報告すること。なお、霞ヶ関小学校及び霞ヶ関北小学校については、発注者が指定する日時に業務を実施すること。
- (3) この仕様書は委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うこと。
- (4) この入札は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条約」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

## 給水施設保守管理基準

### A. 電気自動制御装置

1. 揚水ポンプ作動点検
2. 電圧計指示値点検
3. 負荷電流計指示値点検
4. 満減水警報装置作動点検
5. 端子類の振動、異常音の点検
6. 絶縁抵抗の振動、異常音の点検
7. 表示ランプの確認及び交換

### B. 揚水ポンプ及び附属機器

1. 揚水ポンプグランド部の点検及び調整
2. 揚水ポンプ振動、異常音の点検
3. 揚水ポンプ軸受部の点検及び注油補給
4. 揚水ポンプ圧力計指示値点検
5. 揚水ポンプチャッキバルブの点検
6. 潤滑油類の注油状況点検
7. 受水槽定水弁の点検
8. その他バルブ類の点検
9. ポンプ、モーター、バルブ類の清掃（油布）

### C. 受水槽

1. ボールタップの作動状況点検
2. フードバルブの点検
3. 電極棒作動状況の点検
4. 電極棒保持器の点検
5. 各バルブ類及び接合部の漏水点検
6. 槽内底部内壁の汚れ状況点検
7. 槽外部及び周辺の巡視点検
8. 滅菌装置の作動状況点検

### D. 高架水槽

1. 電極棒作動状況の点検
2. 電極棒保持器の点検
3. 槽内部の汚れ状況点検
4. 槽外部の汚れ状況点検
5. 槽内、外部の赤錆発生状況点検
6. タンク及びバルブ類の漏水点検
7. 水槽外部及び周辺の点検

### E. 圧力タンク（圧送方式の場合のみ）

1. 圧力計の点検指示値の確認
2. 水面計の点検指示値の確認
3. 圧力ポンプの作動試験
4. 圧力スイッチの作動試験
5. 空気圧縮機の作動試験

### F. 水質検査

1. 残留塩素の測定
  - ・受水槽
  - ・給水栓管末 室内
2. 給水栓管末に於ける
  - ・水の色
  - ・水の味
  - ・水の臭い
  - ・濁り

### G. その他

1. 各所施錠の有無点検
2. ポンプ室内の整理整頓の点検及び清掃
3. オーバーフロー管の防虫網の点検
4. 通気管の防虫網の点検

## 給水施設清掃手順

### (1) 作業準備

- ア 作業員の始業前健康状況及び装備点検確認
- イ 移動用安全灯及び漏電ブレーカー作業確認
- ウ 槽内使用機器の滅菌消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度50PPM以上）

### (2) 受水槽、高架水槽の清掃

- ア 清掃前の給水栓における残留塩素の測定
- イ 清掃前の受水槽内における残留塩素の測定
- ウ 槽外部の壁面及び天井部の清掃
- エ 受水槽への給水弁の閉鎖
- オ 給水ポンプ電源の閉鎖
- カ 受水槽内残水の排出
- キ 槽内の壁面及び床部等の清掃
- ク 金属部のサビ落とし
- ケ 槽内のボールタップ、電極棒等の清掃
- コ 槽内の消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度50PPM以上）
- サ 同様の手順により高架水槽も清掃する
- シ ボールタップ、FMバルブ、フート弁等の作業確認

### (3) 給水開始

- ア 給水弁を開く
- イ 給水ポンプの運転及び作動確認
- ウ 清掃後の給水栓における残留塩素の測定
- エ 清掃後の受水槽内における残留塩素の測定

### (注意事項)

- ・作業にあたっては槽内の換気に十分注意し、酸素濃度の測定、送風機等の準備を行うこと。
- ・電気器具を使用する場合は、漏電等の事故が起こらないよう器具及び取扱いに十分注意し且つ、電気技術者がこれを行うこと。
- ・作業に使用する器具等は作業前に消毒し、ゴミ等が槽内に入らぬよう十分注意すること。
- ・作業前、石鹼で手足を洗い、消毒剤で消毒する。槽入口には消毒液の容器を置き、長靴等を消毒し作業を行うこと。作業服を着用すること。

[別紙]

給水施設内訳								
No	学校名	所在	電話番号	水槽数(基)		受水槽 有効容量(m <sup>3</sup> )	高架水槽 容量(m <sup>3</sup> )	合計
				受水槽	高架水槽			
1	川越小	郭町1-1-1	222-0309	1	1	50	27	77
2	中央小	中原町1-25	222-0310	1	1	60	12.2	72.2
3	仙波小	富士見町4-1	222-0195	1	1	34	6	40
4	武蔵野小	むさし野14-1	242-1394	1	1	32	11.3	43.3
5	新宿小	新宿町6-9-1	246-4227	1	1	40	20	60
6	大塚小	大塚2-10-1	245-2929	1	1	31	11.5	42.5
7	泉小	小室463	242-3119	1	1	85	7.1	92.1
8	月越小	月吉町51	222-2261	1		12		12
9	今成小	今成2-42-1	224-3534	1	1	22	4.7	26.7
10	芳野小	鴨田331	222-1264	1	1	21	5.5	26.5
11	古谷小	古谷上5465	235-0193	1	1	32	9.4	41.4
12	南古谷小	木野目1451	235-2150	1	1	65	12.6	77.6
13	牛子小	牛子418	245-6702	1	1	20.8	12	32.8
14	高階小	砂新田58	242-0689	1	1	40	5	45
15	高階南小	諏訪町12-3	242-7566	1	1	33	9.1	42.1
16	高階北小	砂新田1-16-1	244-0988	1	1	34	9	43
17	高階西小	藤間1102	243-6042	1	1	42	13.4	55.4
18	寺尾小	寺尾979-2	245-9555	1	1	35	12.2	47.2
19	福原小	今福508	243-4036	1	1	36	8.2	44.2
20	大東東小	豊田本4-16-1	243-3105	1		21		21
21	大東西小	山城32-5	243-3910	1	1	30	12	42
22	霞ヶ関小	笠幡177	231-1303	1	4	60	18	78
23	霞ヶ関南小	かすみ野1-1-4	232-0395	1	1	26.6	12	38.6
24	霞ヶ関北小	伊勢原町5-1-1	231-1968	2		22.3		22.3
25	霞ヶ関東小	的場2735-2	232-4871	1	1	36	10.2	46.2
26	霞ヶ関西小	笠幡3971-4	232-8500	1	1	23	10	33
27	川越西小	川鶴1-5	231-0181	1	1	80	16	96
28	名細小	小堤214	231-2216	1	1	32	9.2	41.2
29	上戸小	上戸390-1	232-7200	1	1	50	18	68
30	広谷小	下広谷558-1	233-3941	1	1	25	9	34
31	山田小	山田167	222-2042	1	1	20	8	28
合計				32	31	1,150.7	318.6	1469.30

※水槽数・容量について、実際の数量と相違が生じた場合は現地の数を優先します。  
その際の金額の増減は無いものとします。